

## 倉敷市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成31年4月10日(水) 午前10時00分から午前10時21分

2 開催場所 倉敷市役所 7階701会議室

3 出席委員 18人

会 長 11番 花巻 修二 委員

会長代理 1番 難波 明朗 委員

会長代理 3番 福武 勝行 委員

委 員

2番 吉田 幸夫 委員 5番 井上 保邦 委員 6番 阿部 省悟 委員

8番 石井 守 委員 10番 中野 恒夫 委員 12番 堀 幹宏 委員

14番 三宅 勝 委員 15番 大村 孝志 委員 16番 野口 國治 委員

17番 田邊 洋樹 委員 18番 白神 博之 委員 19番 山本 義弘 委員

20番 平井 正敏 委員 23番 岩田 英明 委員 24番 小野 健児 委員

4 欠席委員 6人

4番 氏家 寿子 委員 7番 諏訪 愿一 委員 9番 菱川 修二 委員

13番 中西 公仁 委員 21番 矢野 秀典 委員 22番 難波 朋裕 委員

5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員

5番 井上 保邦 委員 16番 野口 國治 委員 17番 田邊 洋樹 委員

18番 白神 博之 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 農地転用事業計画変更承認申請について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局次長 佐々木 輝幸 事務局課長主幹 吉井 正二 事務局主幹 中村 英樹

事務局主任 日下部 啓司 事務局主任 小野 政浩 事務局主任 小山 八穂子

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

<p>事務局 佐々木次長</p>	<p>(開会 午前10時00分)</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから4月の総会を始めたいと思います。 総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、花巻会長、議事進行をよろしく申し上げます。</p>
<p>花巻会長 (以下「議長」)</p>	<p>ただ今から、平成31年4月の総会を開会いたします。</p> <p>ただ今の出席委員は18名です。 在任委員24名の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。 皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。 それでは、これより議事に入ります。</p> <p>まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。</p> <p>倉敷市農業委員会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p><b>【異議なしの声】</b></p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議席番号12番 堀 幹宏 委員、議席番号14番 三宅 勝 委員に お願ひします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の 吉井 課長主幹と、小野 主任を指名いた たします。 以上で議事日程第1を終わります。</p> <p>続きまして、議案審議に入ります。 議案書の1頁をお開きください。</p> <p>議事日程第2, 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題 にします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 小山主任</p>	<p><b>【 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明 】</b></p> <p>小山です。それでは説明させていただきます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁 から3頁にかけて16件の申請がありました。 権利の種類の内訳は、所有権移転が14件、使用貸借権設定が2件です。</p> <p>それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せて ご覧ください。</p> <p><b>【議案第1号, 1番から16番について調査票をもとに説明】</b></p>

1番については、先月保留の案件ですが3月25日付で申請者より取下げ書が提出されました。

次に4番についてですが、譲受人は下限面積を満たしておりませんが、農地法施行令第2条第3項第3号に規定される、事由が「その位置、面積、形状からみてこれに隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地につき、隣接する農地を現に耕作するものが権利を取得する」ものであるため、不許可の例外に該当します。

その他の案件につきましては別紙調査票のとおり問題のある案件はございませんでした。

今回の案件について、各地区協議会でご審議いただきましたが、調査票のとおり、1番は取下げ、その他につきましては農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、異議なく許可とのことでした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、1番は取り下げ、2番から16番の15件については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議 長

異議なしということですので、1番は取り下げ、2番から16番の15件について許可と決定いたします。

議事を進めます。

4頁をお開きください。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局  
中村主幹

【議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明】

中村です。説明させていただきます。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、4頁に1件の申請がございました。

次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】

今回申請のありました1件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。

また、許可意見とされた1件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

	<p>この1件につきまして、地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p> <p>議 長 事務局の説明がありました、農地法第4条の規定による許可申請の1件については許可、とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。</p> <p>各委員 <b>【異議なしの声】</b></p> <p>議 長 異議なしということでございますので、議案第2号の1件は許可とします。</p> <p>次に、5頁をご覧ください。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>事務局 中村主幹 <b>【議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明】</b></p> <p>中村です。説明させていただきます。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、5頁から8頁にかけて、11件の申請がありました。</p> <p>次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。</p> <p><b>【議案第3号、調査票をもとに朗読・説明】</b></p> <p>まず、8頁の9番についてですが、平成31年3月20日に申請がありましたが、平成31年3月29日に取り下げ書が提出されました。</p> <p>その他の10件につきましては、特に問題はございませんでした。</p> <p>以上により、今回申請のありました11件について、9番は取り下げ、残りの10件は許可意見とのことでした。</p> <p>許可意見とされた10件について許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。</p> <p>また、許可意見とされました10件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p> <p>議 長 事務局の説明がありました、農地法第5条の規定による許可申請の11件について、9番は取り下げが出されましたので、これを除く10件について許可とのことですが、皆さんご異議ご意見はございませんか。</p>
--	--

各委員	【異議なしの声】
議 長	<p>異議なしということでございますので、9番は取り下げ、これを除く10件を許可と決定します。</p> <p>続きまして、9頁をご覧ください。 議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。</p> <p>おそれいます、井上委員、野口委員、田邊委員、白神委員に関係する案件があります。 農業委員会等に関する法律第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。</p> <p>(井上委員、野口委員、田邊委員、白神委員 退席)</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 小山主任	<p>【議案第4号「農用地利用集積計画について」の説明】</p> <p>小山です。それでは説明させていただきます。 議案第4号の「農用地利用集積計画について」でございますが、9頁から18頁にかけて62件の計画が、倉敷市農林水産課に提出され、農業委員会に協議がございました。</p> <p>利用権の種類の内訳は、賃貸借が17件、使用貸借が45件です。 また、利用期間の更新は18件で、更新切れを含む新規は44件です。 今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地所有適格法人によるものが4件、農地利用集積円滑化団体の仲介によるものが12件、その他は個人です。 面積は、農地利用集積円滑化団体による重複分を含めて151,535.34㎡です。 借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。</p> <p>議案第4号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、62件とも承認が相当と判断します。 なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	事務局の説明では、議案第4号「農用地利用集積計画について」は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、全件承認とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、議案第4号は、全件承認といたします。

<p>事務局 中村主幹</p>	<p>事務局，4名の委員に入室するように伝えてください。</p> <p>(入室)</p> <p>退席されていた4名の委員に報告いたします。 議案第4号は全件承認されましたことを報告いたします。</p> <p>議事を進めます。 19頁をご覧ください。 議案第5号 農地転用事業計画変更承認申請についてです。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> <p><b>【議案第5号 農地転用事業計画変更承認申請について】</b></p>
<p>議 長</p>	<p>中村です。説明させていただきます。 議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」でございますが，19頁に1件の申請がありました。 平成28年1月5日付けで，自己住宅として転用許可を受けていましたが，転用事業者が変更になったため，事業計画変更承認申請書が提出されました。 このことについて倉敷東地区協議会でご審議いただきましたが，異議なく承認とのことでした。</p> <p>ご審議の程，よろしく願いいたします。</p>
<p>各委員</p>	<p>事務局の説明がありましたが，議案第5号 農地転用事業計画変更承認申請については，承認とのことですが，皆さんご異議，ご意見はございませんか。ございませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p><b>【異議なしの声】</b></p> <p>異議なしと認め，議案第5号は，承認と決定します。</p> <p>審議案件は，以上で終わりました。 ここからは，報告案件です。</p> <p>報告第1号から，報告第4号までを，事務局で一括して説明・報告をお願いします。</p>
<p>事務局 小野主任</p>	<p><b>【報告第1号から第4号について説明・報告】</b></p> <p>20頁をお開きください。 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが，20頁から23頁にかけて8件の届出がありました。 本件は農地法等の許可を要しない権利移動について，届出書が提出されたものでございます。</p> <p>次に24頁をお開きください。</p>

報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分<sup>1</sup>の報告について」でございますが、24頁から26頁にかけて10件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に27頁をお開きください。

報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分<sup>1</sup>の報告について」でございますが、27頁から36頁にかけて33件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に37頁をお開きください。

報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが37頁から38頁にかけて9件の通知が農業委員会に提出されました。

以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専決<sup>2</sup>で事務処理を完了しております。

報告案件については以上です。

ご確認のうえ、ご承認をお願いします。

議長 事務局から報告がありましたが、ただいまの報告案件について、なにかご質問がありますか。

各委員 **【質問なしの声】**

議長 ご質問がないようですので、報告第1号から報告第4号についてはすべて確認、了承いただきました。

ありがとうございました。

以上で、すべての審議、報告が終わりました。

事務局から何かありますか。

事務局 佐々木次長 **【事務局から連絡事項を伝える】**  
事務局から連絡事項をお伝えします。

.....

(年次総会、5月総会の日程案内) 以上です。

議長 ありがとうございました。

皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。

皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。

次回総会は5月15日(水)です。

ご出席のほど、よろしく願いいたします。

それでは、これにて散会いたします。

(閉会 午前10時21分)



倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

平成31年4月10日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員